



していると認識しています。残業については、しっかりと把握するよう学校に指導していきます。①ノ一残業デーは、設定の方向で検討します。②多忙化解消検討委員会です。③県に設置され、競技会、会議などが平成二十年度は五十四回の削減が行われたとの報告がありました。④競技会等への参加は、多様な行事に参加して達成感やりがいを体験し、人間的な成長を遂げていくという大事な側面もありますが、精選を検討します。④外部からの持込みについては、夏休みの自由課題として出されることと多く、多忙化の要因ではなく、むしろ子どもたちの励みになると思います。⑤研究委職については、若い先生が、テランの先生のノウハウを学んで早く一人前の教師に育つてほしいということを進めているものです。⑥生徒と接する時間の確保のために、各種の支援員を採用して教職員の負担軽減を図っています。労働安全衛生法の遵守は、面接指導の体制を整え、十月から実施しています。教職員が過重な労働にならないよう校長等を指導し、実態調査もしていきます。

請願・陳情

今定例会には陳情二件が提出され、結論が出されました。

また、継続審査となっていた請願二件及び陳情一件のうち、請願二件及び陳情一件の結論が出されました。残りの陳情は、閉会中の継続審査となります。

今定例会に提出されたもの

陳情第五号 政府及び国会に「非核三原則」の法制化を求める意見書提出についての陳情書

不採扱

陳情第六号 新座市給水条例第三十二条(一)の改正に関する陳情書

不採扱

平成二十一年十一月十一日提出

継続審査で結果の出たもの

請願第一号 別居・離婚後の親子の面会交流に関する法整備と支援を求める請願書

採扱

平成二十一年八月二十五日提出

請願第二号 消費税の税率引き上げ反対を求める意見書の提出を求める請願書

不採扱

平成二十一年八月二十五日提出

陳情第四号 新座市大和田二丁目地区墓地建設計画に関する陳情書

不採扱

平成二十一年九月二十四日提出

趣旨採扱

議会日誌

12月

2日 第四回定例会開会
議会運営委員会
第四回定例会閉会

18日 議会運営委員会
第四回定例会閉会

21日 議会運営委員会
志木地区衛生組合定例会

24日

1月

12日 議会運営委員会
文教経済常任委員会
新座市議会議員研修会

20日 京都府城陽市行政視察来訪

21日 総務常任委員会

22日

2月

3日 岩手県盛岡市行政視察来訪

4日 東京都小平市行政視察来訪

5日 建設常任委員会
議会運営委員会

18日 議会運営委員会

23日 第一回定例会開会

意見書

今定例会に提出された意見書は八件で、そのうち六件が可決されました。可決された意見書は、関係機関に議長名をもって送付いたしました。

◆子どもたちの生命を守るため、ヒワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書

細菌性髄膜炎は、乳幼児に重い後遺症を引き起こしたり、死に至る恐れが高い重篤な感染症で、その原因の七十五パーセントがヒブ(Hiib)ヘモフィルスインフルエンザ菌b型と肺炎球菌によるものです。細菌性髄膜炎は早期診断が困難なこと、発症後の治療には限界があることから、罹患率の予防が非常に重要で、Hiibと肺炎球菌による細菌性髄膜炎については乳幼児期のワクチン接種により効果的に予防することが可能です。世界保健機関(WHO)もワクチンの定期予防接種を推奨しており、既に欧米、アジア、アフリカなど百カ国以上で導入され、九十カ国以上で定期予防接種とされており、こうした国々では発症率が大幅に減少しています。日本においては、世界から二十年遅れてHiibワクチンが昨年十

二月に販売開始となり、小児用肺炎球菌ワクチン(七価ワクチン)も欧米より約十年遅れて今年十月に国内初承認され、来年春までに販売開始の予定となっています。医療機関においてワクチンの接種が可能となっても、任意接種であるため費用負担が大きく、公費助成や定期接種化など、子どもたちの命を守るための早急な対策が必要です。そこで、細菌性髄膜炎の予防対策を図るために、政府におかれましては次の事項について、一日も早く実現されますよう強く要望いたします。

記

一、Hiibワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン(七価ワクチン)の有効性、安全性を評価し、うち重症、予防接種法を改正し、Hiib重症感染症(髄膜炎、喉頭炎、敗血症)を定期接種対象疾患(一類疾病)に位置付けること。

二、ワクチンの安定供給のための手立てを講ずること。

平成二十一年十二月十八日
提出先 内閣総理大臣 厚生労働大臣
◆「子ども手当」財源の全額国費負担を求める意見書
政府は、平成二十二年より、「子ども手当」を創設する準備を進めています。中学卒業までの子

(第171号)

にいがし市議会だより

—14—

狭隘化している放課後児童保育室の新設・分割はできないか

―狭隘化の解消に向け―

新開と大和田の放課後児童保育室の改修を行います―

○石島 陽子 (日本共産党)

放課後児童保育室について、次世代育成支援行動計画の前期計画では、小学校区ごとに児童数を勘案して新設・分割を行うとされています。また、後期計画の素案では、今後分庁化などの対策が必要で平成二十六年までに三カ所の整備を進めるとしています。この機会に狭隘化対策だけではなく、補助金等を活用して新設・分割を行って保育環境の改善を図るべきではないでしょうか。国のガイドラインでは規模を概ね四十人、最大七十人までとし、一人当たりの必要な面積は一六五平方メートル以上が望ましいとしています。新座市では一人当たりの面積が〇・八平方メートルくらいしかないところも何か所かあります。これでは子どもが安心できる家庭的な雰囲気という信頼関係を築くのも時間がかかるなど、好ましい環境ではありません。狭隘化の解消だけではこのような一番大切な問題は解消されないと考えますが、市はどのような対応を検討しているのか伺います。

バスを増車し便数を増やすべきではないか

―多額の費用負担になるのでは―

当面は現在の台数で運行します―

○朝賀 英義 (日本共産党)

市内循環バスについて、次の点を伺います。利用状況はいかがでしょうか。市民の方からどのような意見が寄せられていますか。バスを増車し、便数を増やしてはどうでしょうか。利便性を良くするためには、便数を増やす必要があると思います。日曜日にも循環バスを運行し、老人福祉センター利用のためのバスは別建てにすべきではないでしょうか。南循環は長すぎるので、西コースを設けるべきではないでしょうか。乗換えバスを発行すべきではないでしょうか。新堀二丁目の方も利用できるようにすべきではないでしょうか。

▶昨年十月が運行された「いっバス」

教職員の多忙化を早急に解消すべきではないか

―行事などを精選し―

生徒と接する時間の確保に努めます―

○笠原 進 (日本共産党)

教職員の多忙化は深刻です。教職員が児童・生徒と接する時間を多くするために、長時間過密労働を早急に解決する必要があります。改善を図るため以下の点を提案します。①ノ一残業デーを設定する。②組合代表も参加した多忙化解消検討委員会を設置する。③競技会などの行事を厳選する。④絵画や読書感想文など外部からの学校への持込みにして厳選する。⑤文

科省や市教委などからの研究委職も他市より多いので厳選する。⑥事務的な調査も厳選する。教職員の多くが一月八十時間の過労死ラインを超える残業をしています。労働安全衛生法を守るよう文科省も通知を再々出していますが、学校現場で生かされていますか。

教育長 国の調査では、小学校で毎日二時間、中学校で二時間半の超過勤務をしており、状況は悪化

妙音沢人口と池田小学校人口と庚申塚前の間などに設置できないでしょうか。地域公共交通会議はいつ開催されるのでしょうか。

市長 利用状況は十一月末現在で一月平均五千九百人、一日当たり平均三百三十人です。市民要望は、運行経路、バス停の位置と新設、到着・出発時間などに関するものです。増車は、市民の皆様からすれば朝から夜までできるだけ便数が多いのがいいと思いますが、多額の費用負担になりますので現在の台数で行いたいと思います。老人福祉センターの団体利用は、十人以上の団体で日曜日に利用す

るときは大型バスを使ってもらうことになっていきます。西コースをつくる、増車が必要なので、現行のままで運行したいと思っています。乗換えバスは、当面現行のままで行いたいと思います。新堀二丁目の方の利用については、地域公共交通会議で再検討し、バス停の増設についてもこの会議で検討しますが、開催時期は一月を予定しています。

市民環境部長 バス停の増設には警察との協議が必要で、歩道の設置状況、見通しの良し悪し、カーブの有無などにより判断することになります。

それだけで別居親と子どもとの交流が絶たれてしまう現実があります。

民法の規定によれば、別居親と子どもとの面会交流についての明文規定がなく、別居・離婚後の親子の交流は、実質的には法によって保護されていないことが一因と考えられます。

また、調停等を経て裁判所で面会交流についての取り決めを行ったとしても強制力がなく、親子の交流は、同居親の意向に大きく左右され、さらに、調停等には時間がかかり、婚姻中の別居状況下においても、長きにわたり親子関係が断絶する事も珍しくありません。わが国も批准した子どもの権利条約は、第九条で親子の非分離を定め、その三項で「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する」と定めています。

先進国では唯一日本だけが採用する離婚後の単独親権制度や、面会交流が民法に明文化されていないことは、離婚時に文化される子どもの奪い合いを激化させたり、面会交流に関する紛争が増加している原因にもなっています。一番大切な離婚後の子どもの幸せを考えるために、親として新しい関係を築

くための努力が忘れられてしまっているのが現状の問題点です。別居・離婚後に親子を引き離すことは、子どもにとって重大な心理的負担、あるいは傷を負わせている事は周知の事実です。子どもへの福祉や人権を最優先に考えた面会交流の環境整備が求められています。

よって、国におかれは関係各機関により、下記の措置を講じられるよう、地方自治法第九十九条の規定により、本意見書により強く要請します。

記

一、DVや児童虐待等に対する公的支援の充実を図るとともに、これらが原因で離婚に至るケースなどでは面会交流を制約する必要があるようですが、別居・離婚後の親子の面会交流を実現しやすくするための法の整備の検討を進めること。

二、第三者による仲介への支援、離婚後の親子関係についての教育プログラムの提供、子の年齢に応じた面接交渉のガイドラインの作成など公的支援体制の確立についての具体的な検討を進め、適切な措置を講じられること。

平成二十一年十二月十八日
〔提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣 厚生労働大臣〕

◆請願陳情を提出される方に◆

市民の皆様は、意見書や請願書に市政に反映させる方法として市議会へ請願及び陳情を提出する制度があります。請願(陳情)はいつでも受け付けますが、提出する際はあらかじめ議会事務局までお問い合わせください。

提出に当たっては次のことに注意してください。

○請願の場合は、紹介議員の署名又は記名押印が必要です。
○住所氏名ははきり書して、必ず押印してください。
○自治会長や団体の役員名等で提出される場合も、その人の住所又は事業所の所在地を記載してください。
○請願(陳情)の趣旨の理由は簡潔にし、内容が項目別に記される場合は項目別に整理してください。
○なお、土木・福祉・教育など多岐にわたる場合は、分類して別々の請願(陳情)にしてください。
○道路、下水道整備等に関するものは現地の略図を付けてください。

※新座市では年四回の定例会(三六、九、十一月)が行われますがその定例会の開会の四日前までに提出された請願(陳情)はその定例会の会期中に審議されます。

書式例

(表紙) (本文)

……に関する請願書(陳情書)
紹介議員
氏名……………印
(陳情書には紹介議員は不要です。)

……に関する請願書(陳情書)
請願(陳情)理由
請願(陳情)事項
1. …… 2. ……
平成 年 月 日
請願(陳情)者
住所……………印
団体名……………印
氏名……………印
新座市議会議員……………様

議案等の審議結果

区 分	議案等番号	件 名	党・会派名						(※は議長)		議決の 結 果
			政 和 会	日本共産党	議 会	公 明 党	刷新の会				
			並 木 傑 榎本賢治 森田輝雄 小池秀夫 平野 茂 並木平八 ※嶋野加代	朝賀英義 小泉伸樹 小野大輔 笠原 進 石島陽子 工藤 薫	高邑朋矢	亀田博子 滝本恭雪 白井忠雄 北村由江 川上政則 中村容子 細田 健	平松大佑 佐原龍久 柴崎 浩 中村和平 島田久仁代				

(平成21年第4回定例会)													(○賛成 ×反対)	
市 長 提 出 議 案	議案第92号	議会の議員その他非常勤の議員の公務外苦否補償等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第93号	新座市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第94号	新座市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第95号	新座市重度心身障がい者福祉手当支給条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第96号	新座市保育料徴収条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第97号	新座市介護保険条例及び新座市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第98号	新座市都市公園条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議 案	議案第99号	埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

どもに月額 万六千円(平成二十二年度は月額 万三千円)を支給する制度に、子育て家庭から期待する声も多くあります。

しかし、この制度を実施するためには来年度が約 兆七千億円、平成二十三年年度以降は毎年約五兆五千億円の財源を確保しなければなりません。この「子ども手当」も大切ですが、あわせて就学前教育・保育や幼児を持つ母親への支援、奨学金制度の充実など、総合的な子育て支援策の充実が必要で

また、政府内からは、所得制限や地方に財政負担を強いる発言も出ています。万が一、財源に地方の負担が求められるような事態になれば、その影響は計り知れず、地方財政が厳し中にある中で看過できない重要な問題です。

さらに、所得税の配偶者控除や扶養控除の廃止など所得税改革の議論もあります。子ども手当の財源を確保するには、手当の創設と、公平かつ透明な税制改正による見直しの影響を考慮し、納税者である国民への説明が欠かせません。

よって、政府においては、以下の事項について特段の配慮がなされるよう、強く求めます。

記

一、「子ども手当」の財源負担に

関係しては、当初の計画通り全額

国費とし、地方自治体の負担を求めないこと。

二、「子ども手当」財源確保策として、子どもがいらない家庭や「子ども手当」の対象外の家計に対する影響も考慮し、納税者の理解を十分に得られる内容とする

こと。

平成二十一年十二月十八日
〔提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣〕

◆高校就学支援基金の改善を求める意見書

リストラや不況の影響は国民生活に厳しくのしかかっています。「日本の学費は世界一高い」といわれる中で、この秋の私立高校学費滞納者は前年の一・五倍に急増しています。このままでは多くの高校生が退学・除籍に追い込まれてしまいます。来春から、高校授業料の「実質無料化」が実現するといわれていますが、この高校生たちは、今すぐ救う手だてが必要

です。

そのために使える国の「高校就学支援基金」約百六十億円が都道府県に配分されました。しかし、同基金は、自治体も国と同じ額を提出する仕組みのため、自治体は二の足を踏み、宝の持ち腐れとな

りかねません。

事態は一刻の猶予もありません。経済的理由で高校を追われる若者

を一人も出さないために、政府は基金を改善し自治体の負担をなくすべきです。

二〇〇九年十二月十八日
〔提出先 内閣総理大臣 文部科学大臣〕

◆大幅な負担増につながる扶養控除廃止に反対する意見書

除廃止に反対する意見書

政府税制調査会は十二月四日の全体会で「所得税の扶養控除を廃止する方針を決めた」と新聞で報道されています。扶養控除の廃止は所得税の増税のみならず、次年度からは住民税の増税となると、保育料や国民健康保険税(料)、公営住宅家賃などの値上げと運動して雪だるま式的大幅な値上げになります。

また、社会保障制度の多くは、自己負担額や受給内容が所得税や住民税を基準にしているところが多くあり、扶養控除の廃止が低所得者層に耐え難い負担増になります。扶養控除廃止は、こうした点からも絶対に認められません。

二〇〇九年十二月十八日
〔提出先 内閣総理大臣〕

◆雇用と中小企業の危機打開のための緊急対策を求める意見書

厚生労働省の調査でも、年末までに雇用保険が切れるのは三十九万人、そのうち約六割は再就職ができず収入が途絶える見込みで、現状のまま推移するならば、昨年末以上に深刻な事態となる危険が

ある。

日本経済の土台を支える中小企業も、年末、年度末を前に危機的な事態に直面している。民間調査機関によれば、倒産件数は昨年を上回り、倒産によって毎月一万人規模の雇用が奪われる事態が続いている。

こうした現下の経済情勢をふまえ、政府が、雇用と中小企業の危機打開のために以下の緊急対策をとるよう求める。

記

一、失業者への緊急支援を行うこと。
二、大企業に雇用の社会的責任を果たさせるため、政府として強力な指導を行うこと。
三、中小企業支援策の緊急拡充を行うこと。雇用調整助成金の給付期間の延長、限度額の引き上げを行うこと。倒産回避のため、緊急の休業補償・直接支援を行うこと。

二〇〇九年十二月十八日
〔提出先 内閣総理大臣 厚生労働大臣〕

◆別居・離婚後の親子の面会交流が実現しやすくなるための法整備と支援を求める意見書

わが国では、同居親(子どもを實際に育てている親)が子どもとの面会交流(面接交渉)を拒めば、

政治家の寄附は禁止、有権者が寄附を求めることも禁止です。

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ること(寄附)は、禁止されています。どんなに親しい間柄でも、有権者が求めてもいけません。結婚式の祝儀や、葬式における香典(政治家本人が出席する場合や親族に對してする場合を除く)も寄附になるので、注意してください。

このようなものが寄附禁止の対象になります!!

各種会合への「祝儀」
・旅行や親睦旅行への差し入れ・志志
・野球大会やママさんバレーなど地域行事への差し入れ
・入学、卒業、就職、結婚、出産などのお祝い
・病氣のお見舞い、開店祝いの花輪
・お中元やお歳暮

問合せ／選挙管理委員会事務局
(内線4550)

寄附禁止の
ルール

議案等の審議結果

区分	議案等番号	件名	党・会派名					議決の結果
			政和会	日本共産党	語る会	公明党	刷新の会	
市長提出議案	議案第100号	平成21年度新座市一般会計補正予算(第7号)	○	×	○	○	○	原案可決
	議案第101号	平成21年度新座市下水道事業特別会計補正予算(第5号)	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第102号	平成21年度新座市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第103号	平成21年度新座都市計画事業新座駅南口第2土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第104号	平成21年度新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	×	○	○	原案可決
	議案第105号	平成21年度新座市水道事業会計補正予算(第4号)	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第106号	新座市道路線の認定について〔市道第62―05号線、同第62―08号線、同第62―13号線、同第62―30号線、同第62―40号線及び同第62―68号線から同第62―71号線まで〕	○	○	○	○	○	認定
	議案第107号	新座市道路線の廃止について〔市道第62―05号線、同第62―13号線、同第62―30号線、同第62―40号線及び同第62―45号線〕	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第108号	市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第109号	公の施設の指定管理者の指定について〔新座市勤労青少年ホーム〕	○	○	○	○	○	同意
	議案第110号	公の施設の指定管理者の指定について〔新座市児童センター〕	○	○	○	○	○	同意
議員提出議案	議案第111号	平成21年度新座市一般会計補正予算(第8号)	○	○	○	○	○	原案可決
	議第16号議案	子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書	○	○	○	○	○	原案可決
	議第17号議案	「子ども手当」財源の全額国庫負担を求める意見書	○	○	×	○	○	原案可決
	議第18号議案	後期高齢者医療制度の早期廃止を求める意見書	×	○	○	×	○	否決
	議第19号議案	高校就学支援基金の改善を求める意見書	○	○	○	○	○	原案可決
	議第20号議案	大幅な負担増につながる扶養控除廃止に反対する意見書	○	○	○	○	○	原案可決
	議第21号議案	雇用と中小企業の危機打開のための緊急対策を求める意見書	○	○	○	○	○	原案可決
	議第22号議案	普天間基地の無条件撤去を求める意見書	×	○	○	×	×	否決
	議第23号議案	別居・離婚後の親子の面会交流が実現しやすくするための法整備と支援を求める意見書	○	○	○	○	○	原案可決
	請願第1号	別居・離婚後の親子の面会交流に関する法整備と支援を求める請願書	○	○	○	○	○	採択
請願・陳情	請願第2号	「消費税の税率引き上げ反対を求める意見書」の提出を求める請願書	×	○	○	×	×	不採択
	陳情第4号	新座市大和田二丁目地区墓地建設計画に関する陳情書	○	○	○	○	○	趣旨採択
	陳情第5号	政府及び国会に「非核三原則」の法制化を求める意見書提出についての陳情書	×	○	○	×	×	不採択
	陳情第6号	新座市給水条例第32条(1)の改正に関する陳情書	×	×	×	×	×	不採択

(平成21年第4回臨時会)

市長提出議案	議案第87号	専決処分の承認を求めることについて	○	○	○	○	○	承認
	議案第88号	新座市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第89号	新座市特別職で常勤の職員の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第90号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第91号	平成21年度新座市下水道事業特別会計補正予算(第4号)	○	○	○	○	○	原案可決

編集後記

★議連の委員長として、市民の方々にわかりやすい「議会だより」を目指して参りました。さらに努力して参ります。(平野)

★増え続ける待機児童解消に二園の新設と増設計画が提示、一日も早い開園を望む。何よりも子育て環境整備が急務！(滝本)

★経済不況、雇用不安の影響は厳しく、総合的な子育て支援の充実、雇用と中小企業危機打開策の緊急対策が必要です。(小池)

★政権が交代した。「国民の生活が一番」を実現するためにも、すぐに出来ることと、時間がかかるものとの仕分けが必要。(佐原)

★年始の生活相談は一三六の自治体で実施。昨年とは大違い。埼玉のゼロは残念。困っている市民に頼られる行政に変えたい。(笠原)

★新しい情報「住民公開用地理情報システム」と「全国瞬時警報システム」。市民へ丁寧な周知と効果研究でサービス向上を。(自井)

★初めは少数でも正論はいつか多数派・民意となる。こんな実感を持った昨年でした。今年も人となりが暖かい連帯の年に。(工藤)

★「保谷・朝霞線」二十mになったとしても事業費は七十億。川越街道よりも広い道路が閑静な住宅街を破壊していくのです。(高邑)